

平成19年度 入札・契約の適正化に係る追加評価

独立行政法人宇宙航空研究開発機構

評価項目	評価結果	備考（実績等）
I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価		
1 契約方式、契約事務手続、公表事項等 契約に係る規程類の適正性についての 評価	契約方式、契約事務手続、公表事項等が 規定された契約に係る規程類が適切に整 備されている。	
2 契約の適正実施確保のための取組（※ 1）についての評価	内部審査体制が整備され、これを踏まえ た監事監査が行われており、契約の適正 実施確保に適切な体制となっている。	
3 「随意契約見直し計画」の実施・進捗 状況や目標達成に向けた具体的取組状 況についての評価	「随意契約見直し計画」の達成に向け着 実に推進されている。	
II 個々の契約に係る評価		
監事による個々の契約のチェックプロセスや 第三者によるチェックプロセスを把握した上で 行う、契約における競争性・透明性の確保の 観点からの、特定の契約(※2)に対する監事 等によるチェックプロセスについての評価	関連公益法人との随意契約及び応札者 が1者のみの契約については監事による チェックは行われているが、落札率の高い 契約の一部については当該プロセスに 則って適切に行われたとは言い切れない ものがあった。また、落札率が高かつ1 者しか入札していないようなケースもある ことから、今後は複合的な視点で見ること などにより、特定の契約についてのチェッ クを適切に行うべきである。	

- ※1 契約事務の適正実施確保のためにとられている措置や体制（内部審査体制、外部審査体制、監事監査等）についての評価を記載（措置や体制がとられていない場合はその必要性について評価）
- ※2 関連公益法人との随意契約及び落札率が95%以上の契約（予定価格を公表していない場合は応札者が1者のみの契約）（500万円以上）を対象とする。500万円以上を対象としたときに該当する契約件数が多い場合は、契約金額上位30件程度が入る金額で下限を定める。